

日・韓・中 3カ国学術交流の報告

副会長／国際学術交流促進委員会委員長 和気 純子（東京都立大学）

日本社会福祉学会は、韓国社会福祉学会および中国社会学会社会福祉研究専門委員会と「韓国・中国・日本における研究交流の推進に関する覚書」を締結し、それぞれの研究大会等を通じて学術交流を展開しています。学術交流は、主に各学会の年次大会等におけるシンポジウムへの相互招聘と会員の個人研究発表の機会の提供によって行われています。

2020年は、2017年10月27日に締結された「韓国・中国・日本における研究交流の推進に関する覚書」の更新年にあたり、韓国における秋季大会において、3カ国の会長（日本：木原活信会長、韓国：姜哲熙（カンチョルヒ）会長、中国：彭華民委員長）による新たな覚書の締結を行う予定でした。ところが、新型コロナウイルスの感染拡大により、各国では対面形式での年次大会が開催できない事態となり、また海外への渡航も困難になりました。

こうした状況において、2020年7月10日にオンラインにて3カ国会長会議を開催し、各国の秋季大会の開催予定・方法について情報共有するとともに、オンラインやメールで協議し、空白の期間を生むことなく覚書の更新を行うことを確認しました。

その結果、2020年10月27日付で、『「韓国・中国・日本における研究交流の推進に関する覚書」の有効期間延長に関する合意事項』において、「2020年は、新型コロナウイルス感染拡大により学術研究大会への招待ができなかったことから、次の3カ国会議は韓国において開催し、その後、日本、中国、韓国の順番で会議を継続する。覚書に関するこの合意事項は、調印日から4年間に有効期間とする」文書が作成され、（電子）調印がなされました。

今後4年間の学術交流は、基本的にこれまで合意されてきた以下の内容で実施されます。

- 1) 共同研究の推進：3学会はそれぞれ担当者を決め、共同研究企画の具体案をまとめ、理事会の合意を経て企画を実施する。
- 2) 学術研究大会への代表者の招聘：3年ごとに各国から代表者を招聘し、招聘側学会は各国代表者が研究報告を行う機会を設定する。
- 3) 個人研究発表：学会の推薦により個人研究発表をする機会を設ける。日本社会福祉学会では、韓国および中国の各大会に5報告まで選定し、参加費を免除するかたちで派遣する（ただし、第1発表者は学会の正会員であり、原稿の翻訳や通訳は発表者自身が準備する）。

新型コロナウイルスの感染拡大による混乱が続くなかでも、最終的に3学会ともオンラインで秋季大会を開催することができました。9月の日本社会福祉学会秋季大会には、韓国社会福祉学会会員の2組のポスター報告がなされました。また日本社会福祉学会からは、10月に実施された韓国社会福祉学会秋季大会に2組、中国の秋季大会にも2組を派遣することができました。

海外への渡航が制限され、国際学術交流が困難な事態が発生するなかで、オンライン会議という新たな手法により、交流の継続が模索された1年でした。本年もしばらくは対面での交流が難しい状況が続きますが、多様な媒体を活用し、学会および会員間の学術交流が継続されるよう取り組んでまいります。